

## ◎武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

(平成一九年四月二七日法律第三二号)

### 一、提案理由 (平成一九年四月四日・衆議院文部科学委員会)

○伊吹国務大臣 このたび内閣から提出いたしました武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、今国会において、人類の貴重な資産である文化財の国際的な保護に一層貢献するため、ユネスコにおいて採択されている武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について、御承認をお願いしているところであります。

この法律案は、これらの条約等の的確な実施を確保するため、所要の国内法整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、海外の被占領地域から流出した文化財について、我が国への輸入を規制することとし、我が国に輸入されたものについては、その散逸または滅失を防止するため、当該文化財の損壊または譲渡等について罰則を定めることとしております。

第二に、武力紛争時において、国際的な保護を受ける文化財を識別するための特殊標章の使用に関する規定を定めるものであります。

第三に、武力紛争時において、正当な理由なく戦闘行為として文化財を損壊する行為または正当な理由なく文化財を戦闘行為の用に供する行為等について、罰則を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院文部科学委員長報告 (平成一九年四月一〇日)

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約等の適確な実施を確保するため、所要の国内法整備を行うものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、海外の被占領地域から流出した文化財の輸入を規制することとし、輸入されたものについては、その損壊または譲渡等の行為について罰則を定めること、

第二に、武力攻撃事態において、条約の保護を受ける文化財等を識別するための特殊標章の使用に関する規定を定めること、

第三に、武力紛争事態において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として条約の保護を受ける文化財を損壊する行為等について罰則を定めることとあります。

本案は、四月三日本委員会に付託され、翌四日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る六日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院文教科学委員長報告（平成一九年四月二〇日）

○狩野安君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、同条約の議定書及び第二議定書の適確な実施を確保するため、武力紛争の際に被占領地域から流出した文化財の輸入を規制するとともに、正当な理由なく、戦闘行為として条約等の保護を受ける文化財を損壊する等の行為につき罰則を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、条約で保護する国内の文化財の対象範囲、本法律案による文化財保護の有効性、輸入された被占領地域流出文化財の回復請求期間の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。